

デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会
透明性・公正性確保等に向けたワーキング・グループ（第3回）
議事要旨

- 1 日 時 平成31年4月18日（木） 15:00～17:00
- 2 場 所 経済産業省別館2階244会議室
- 3 出席者
委員：大橋委員（主査）、小川委員、黒田委員、伊永委員、塩野委員、
多田委員、森委員、山本委員
事務局：経済産業省 経済産業政策局 梶口競争環境整備室長、北島課長補佐
経済産業省 商務情報政策局 松田情報経済課長
公正取引委員会 経済取引局 藤井総務課長、垣内調整官
総務省 情報流通行政局 今川情報通信政策課長
オブザーバー：消費者庁 内藤消費者政策課長代理原田政策企画専門官
内閣官房 日本経済再生総合事務局 佐野参事官
- 4 議事次第
○ 取りまとめに向けた議論（取引慣行の透明性・公正性確保に向けたルール整備の在り方に関するオプション（案）等に関する議論）
- 5 議事概要
公正取引委員会から、資料1に基づき、デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査（中間報告）について説明を行った。次に、事務局から、資料2に基づき、取引慣行の透明性・公正性確保に向けたルール整備の在り方に関するオプション（案）について説明を行った。そのうえで意見交換を行った。主な意見の概要は以下のとおり。

○ 現時点では、一定の類型のデジタル・プラットフォームにおける事業者との取引関係を中心に議論を進めるということによいと思うが、今後、必要に応じて議論を広げていくことは必要である。省庁横断的に設立される専門組織の機能として、消費者に対する優越的地位の濫用と個人情報への不正な情報取得等、法分野がオーバーラップする問題を検討していくことも考えられる。

○ 優越的地位の濫用やプラットフォーム内の競争制限行為については、市場支配力を有する事業者でなくとも問題となり得るので、議論の対象は市場支配力を有する事業者に限定しないほうがよいのではないかと。

- 独占禁止法に導入された確約手続は、迅速な救済に資するものであるが、確約手続による処理ばかりだと違反行為の有無が示されないことに留意する必要がある。
- 確約手続においても、その公表等を通じてルールメイキングとして一定の意味はある。
- 独占禁止法を適切かつ迅速に執行するためのツールを整備するとともに、そのツールをどう使うかという観点から、公正取引委員会の強化も重要である。
- デジタル・プラットフォームを利用する事業者の団体組成については、事業者の声を取り纏めることができるので、行政にとっても有益である。ただし、団体訴訟を認めるといった何らかのベネフィットがないと組成が促されないのではないか。
- 法的エンフォースメントは、厳しくなればなるほど、厚い手続保障が必要になる。厳しい手段を用意しておくことも重要だが、より軽い手段も用意しておき、多段階的に使い分けることも重要である。
- デジタル・プラットフォーマーがエコシステムを作っており、規制当局等の外部の第三者による立証に困難を伴う中、プラットフォーマー自身によるアカウントビリティという視点を持つ必要がある。
- デジタル・プラットフォーマーは、市場における企業価値の評価を重視している。規制当局が常に問題の有無を監視し、市場へのメッセージを発信することは重要である。
- 複数のプラットフォーマーが共同で自主規制を行う場合、例えば新たにライバルとなり得るような事業者が台頭しないようなルールを設定することもあり得るため、自主規制であればイノベーションに親和的であるとは一概には言えない。
- 今後設立される専門組織の役割として、自主規制の在り方を監視するという役割も考えられる。

(速報のため事後修正の可能性あり。)